

平成23年11月24日

杉並区長 田 中 良 殿

大規模開発事業者 東京都杉並区和田二丁目11番1号

立正佼成会

代表役員 渡辺 恭位



立正佼成会附属佼成病院新築工事に伴う
意見書に対する見解書

杉並区まちづくり条例第26条第2項により送付のあった意見書に対し、同条例第27条第1項の規定による見解書として、別紙のとおり回答させていただきますので、ご査収のほどよろしくお願いいたします。





(別紙)

土地利用構想に関する意見書

- 1 病院設置により当マンションに費用・損失が発生する場合（玄関前の歩行者等の通行量増加により、インターロッキング舗装や外灯・ポールが傷んだ場合など）、当該費用の負担、損失の補填をお願いする。
- 2 当マンション裏から南北への道路については、長年、住民が利用してきたことから、歩行者が往来できるよう再考をお願いする。
- 3 環七から病院への進入経路について、住民説明会時に住民から示された他の進入経路について、校成病院から「チャレンジしたい」との回答があった。当該進入経路の検討状況・結果についてお知らせいただきたい。
- 4 病院の建設に伴い、当マンション近隣の交通事情の変化がある場合など、安全性・利便性の低下がある場合には、対応措置を取っていただきたい（当マンションの車が公道に出る際の安全対策や歩道へのガードレール設置など）。
- 5 周辺の街並みと調和するよう建物（形状、色、風合い等）、建物周り、植栽の作り方に配慮いただきたい。
- 6 死角ができて当マンションのセキュリティに悪影響が出ないよう、敷地間の塀・境界の作り方に配慮いただきたい。

意見書1に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、

昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- 病院設置による通行量増加に起因して、パークシティ杉並のインターロッキング舗装や外灯・ポールが傷む等が発生した場合は、応分の修理費用負担を行います。
- 歩行者がパークシティ杉並の東側道路から直接、計画地の貫通通路に入れるように検討いたします。
- 将来の交通予測によりますと、パークシティ杉並南側の道路については、相互通行化により平日の昼間12時間(朝7時~夜7時)において、の平均通行車両は現状約3分間に1台通過程度→1分間に2台通過程度に増えるとの予測結果が出ております。
ただし、道路幅が広がることもあり、環状七号線からパークシティ杉並へ直接右折進入可能となり、出庫時も右折進行可能になることで、利便性は上がると思われます。
安全性につきましても、一般的な車の入出庫と同等の条件と思われますので、パークシティ杉並から出入りする車両に対する安全対策は、一般的な安全性が確保されていないことが認められる場合に、あらためて対応させて頂きたいと考えております。
- 周囲の街並みと調和するような建物、建物周り、植栽については、今後できる範囲で精一杯検討してまいりたいと存じます。
- パークシティ杉並のセキュリティーに悪影響が出ないよう、今後の計画の中で十分な配慮を行ってまいりたいと存じます。

以上

手

土地利用構想に関する意見書

今ま通り
東高田市までの道路を確保してほしい

現状のまま、一方通行にしてほしい
(子供の通学路の為に)

意見書2に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- 病院の機能を一体化するために、現在のように、東高円寺駅に向かう貫通道路を設置することはできませんが、歩行者がパークシティ杉並の東側道路から直接、計画地の東西に貫ける貫通道路に入れるよう、今後、検討したいと思います。
- 敷地の外周道路については、通学路として学童が安全に歩けるよう歩道状空地の新設をして対応してまいります。

以上

写

別紙

前略

本件の土地利用構想については、その基本的取組方針なり考え方方に憤りを覚えるものである。即ち、近隣住民に迷惑を掛けない事を最優先に、自己の所有する或いは専有する土地を出来得る限り利用すべきであるにも拘らず、事業主がこの前提（自己の範疇での解決）で土地利用構想を検討していない事にある。

この前提を踏まえ、特に意見を申し上げたき事は下記のとおりであり、是非とも当該土地利用構想の再検討を嘆願するものである。

草々

記

立正校成会付属校成病院新築（以下、「当病院」と言う。）工事の土地利用構想において、当病院への車両の出入りについては特別区道2101-1号（以下、「当区道」と言う。）の拡幅による両面通行（以下、「当区道の改造」と言う。）としているが、自己の土地或いは専有する部分を利用する事で、当区道の改造をせず当病院への車両の出入りを解決する方法があると考える。

即ち、当区道を現状のままとする事により、当区道の改造による近隣住民への悪影響を無くす方法について、以下にその概要を記載する。

当病院への車両の出入りは当該出入り口から当区道へ直交して、事業主の道路、通路或いはその他の土地を経由して本郷通り（通称）へ繋げる方法があると考える。

なお、当区道が両面通行になれば利便性の向上も考えられるが、この当区道の改造では、当病院による交通量の増大が明白であり、地域の小学校や中学校への通学及び幼児・子供連・お年寄りの散歩等の生活環境への破壊（騒音・排気ガス若しくは事故等のリスク増大）が起こる事を鑑みれば、その利便性はとても身勝手なものになると考える。

当区道が拡幅され両面通行となると、今後（十日坂方面）の区差が拡幅されない（車輪のすれ違いができない）ので途中から一元通行となります。つまり左側車線から進入する車は、十日坂方向へ抜けられると思い、進入レーン通行（途中より進入禁止）で左折し病院を一周して裏側へ走る車と、気が付かれずそのまま進入して十日坂方向から来る車とハナ合せ等の危険を回避する措置が至ります。またヤマト南町方面からの車も左折し進入てくるだけとんでよい事です。よって来院車で車が増大するが、寸幅はよいか両面通行は反対です。

以上

意見書3に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、

昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・ 道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者の安全を確保することで、生活環境を維持していくこうと考えております。
- ・ 迷って病院周辺の道路を迂回(又は周回)する車両についてですが、病院の入り口の案内や周囲の一方通行については、来院者が事前に確認するホームページや病院のチラシ、案内板設置等で、しっかりとご案内し、対応したいと考えております。

以上

5

4

別紙

平成23年10月11日

杉並区長 殿

土地利用構想に関する意見書
(名称:立正佼成会付属佼成病院新築工事)

前略

本件の土地利用構想については、その基本的取組方針なり考え方に寛りを覚えるものである。即ち、近隣住民に迷惑を掛けない事を最優先に、自己の所有する或いは専有する土地を出来得る限り利用すべきであるにも拘らず、事業主がこの前提(自己の範疇での解決)で土地利用構想を検討していない事にある。

この前提を踏まえ、特に意見を申し上げたき事は下記のとおりであり、是非とも当該土地利用構想の再検討を嘆願するものである。

草々

記

立正佼成会付属佼成病院新築(以下、「当病院」と言う。)工事の土地利用構想において、当病院への車両の出入りについては特別区道2101-1号(以下、「当区道」と言う。)の拡幅による両面通行(以下、「当区道の改造」と言う。)としているが、自己の土地或いは専有する部分を利用する事で、当区道の改造をせず当病院への車両の出入りを解決する方法があると考える。

即ち、当区道を現状のままとする事により、当区道の改造による近隣住民への悪影響を無くす方法について、以下にその概要を記載する。

当病院への車両の出入りは当該出入り口から当区道へ直交して、事業主の道路、通路或いはその他の土地を経由して本郷通り(通称)へ繋げる方法があると考える。

なお、当区道が両面通行になれば利便性の向上も考えられるが、この当区道の改造では、当病院による交通量の増大が明白であり、地域の小学校や中学校への通学及び幼児・子供連・お年寄りの散歩等の生活環境への破壊(騒音・排気ガス若しくは事故等のリスク増大)が起こる事を鑑みれば、その利便性はとても身勝手なものになると考える。

以上

意見書4に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。
改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。
したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があつたことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

・ 道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者の安全を確保することで、生活環境を維持していくと考えております。

以上

字

土地利用構想に関する意見書

計画では、用地南側エントラースより、依成会
法輪閣との間の道路を拡幅、双方通行に変更し、
救急車を含む自動車の直行路などをとどめ、路線バスを
引を入れた計画であるとの説明が有った。 1か、当該道路
は、現在、閑静な住宅地の、交通量の少なめ、一方通行路で、
通常路である。 上記、依成会の計画は、自動車交通量の
増大、救急車進入時の騒音を含む、住環境への影響が
悪化し、通行における危険の大幅増大につながるのではないか。
については、説明会において依成会がチャレンジしたいと約束
しており、メインエントラスを環七側に設置する。
救急車を含む自動車は、法輪閣から地下道を通じて病院敷地
内止直接進入土等の、計画変更を求める。

また、路線バスは、停留所サブドア環七側(3)、3名、
普門館前の停留所を至近であることを考慮して、当該道路への引込
辻りは追加利便性を乞う。 逆に住環境への悪影響が
大きいことから、二、計画を撤回原意とする。

意見書 5 に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、

昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・ 道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者の安全を確保することで、生活環境を維持していくこうと考えております。
- ・ 病院に来られる方々が出来るだけ、短い歩行距離で病院に到着できるよう、路線バスの停留所を病院の入り口付近に新設する協議をバス会社と行っていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上

写

6

土地利用構想に関する意見書

パークシティ柏並は、立正佼成会に三方を囲みれます。

エントランス前の交通量が1度増加すれば制限することは難しくと思ひます。ヨリドライバーは遠慮なく侵入してます。

エントランス前の両面通行にはもう一度検討下さい。

意見書6に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあわび申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。
改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。
したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

以上

写

7

土地利用構想に関する意見書

立正俊成会員宛新規内閣 10-5-25, 東京の前田
道路、二車線化について、新宿方面へ車両出入りに
つて、立正俊成会の既存の土地の利用等で 現道路の
二車線化をせんたくする方法を 檢討して下さい。

当道路が二車線化すると、交通量が増大して 学童への
事故リスクも増大すると思われ、再考慮下さい。

意見書7に対する見解書

- 先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。
改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。
したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。
救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があつたことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者（学童を含む）の安全を確保していくこうと考えております。

以上

字

土地利用構想に関する意見書

・パーキング、杉並から東高円寺方面への日立の瓦屋は
すでに長年にわたり付近住民の生活窮道路として定着
(ついであります) 東西のみならず南北の通路に因して
確保を要す可也

・パーキング、T字エントランス前の道路拡幅について
 ①乗車者側の説明では道一辺通行で残3.7mにて
 交通量は2台2列の混走とみことだが、一方通行にて
 而び枝分かれまりに間に3台の周知がなされないと
 誤て当道路に環七側より進入して3車両。
 あと3台となりて4台となる。結果としてエントラス前の
 道路の混乱と不可避の渋滞が生ずる。

②当道路に面する立正佼成会敷地内には竹林があり、
 周辺の緑化および、駐輪場等の施設設置の目次に
 上げて有効である。道路拡幅中庸に併せ、竹林の伐採
 せられてしまうことについて強く反対すのである。

③立正佼成会の敷地内で病院側入り出入口の
 確保を再度検討して下さい。

意見書 8 に対する見解書

- 先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。
改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。
したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があつたことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・ 病院の機能を一体化するために、現在のように、東高円寺駅に向かう貫通道路を設置することはできませんが、歩行者がパークシティ杉並の東側道路から直接、計画地の東西に貫ける貫通道路に入れるよう、今後、検討したいと思います。
- ・ 迷って病院周辺の道路を迂回(又は周回)する車両についてですが、病院の入り口の案内や周囲の一方通行については、来院者が事前に確認するホームページや病院のチラシ、案内板設置等で、しっかりとご案内をし、病院エントランス前での道路渋滞を回避したいと考えております。
- ・ 竹林の伐採は最小限にとどめますが、どの程度の伐採になるかについては検討中でございます。

以上



土地利用構想に関する意見書

立正校成会付属校成病院の開発に伴う土地利用構想に関する説明会が開催され、開発予定プラン等の説明を受けたが、今後の行政折衝及び建築確認へ向けた上でのプラン変更要望点は以下の通り。

○なぜ病院駐車場部分への接道部が環状七号線側ではなく、南側区道側なのか？

→環状七号線側への車両出入口位置変更を要望する！

説明会時に示されたプランでは、以下の2点に付、危険性を内包している。

- ①環七以外の幅員の狭い周辺道路の交通量が増大する可能性大
- ②プラウド杉並和田 周辺道路が病院駐車場の出入に伴う車両の迂回路としての利用が非常に強く見込まれる ※別添住宅地図参照(赤色着色部 道路)



したがって、

○南側道路を駐車場動線にする必然性はなく、近隣住民及び和田小・和田中通学児童の危険性が増大することから、南側道路を動線にすることに反対する！

○周辺道路は幅員も狭く、そのような道が迂回路として利用される可能性が非常に高い。

従って、近隣環境の保持及び交通危険性の増大を回避する為にも、環状七号線側への車両出入口位置の計画変更には合理的な理由がある。

○計画地北側には、野村不動産によって「プラウド杉並和田」のマンション計画が進行中であり、住民の増加も見込まれることから、交通危険性の回避及び、住環境を保持することが必要！

また他の病院事例から判断しても、接道部の道路格が弱い道を動線としている事例は少なく、環状七号線側からの駐車場動線を確保することが当然且つ合理的である！

例) 救世軍病院：周辺道路は狭いが、一番道路幅員が広い南側道路を駐車場動線として利用

慶應病院：外苑東通りに面して外来用駐車場及び搬出入動線を確保。

山王病院：同上

杉並区最大の総合病院ということから、区としても積極的に開発をすすめていく姿勢であると思われるが、病院という公共機能性が非常に高いものであるからこそ、近隣と融和し且つ近隣の危険性を増大させるものではない形で地域貢献に資することが当然で

写

あり、行政の義務として区民の生活及び安全を第一に考えた上で適切な指導を事業者に行っていただくことをお願いしたい。

以上

卷十

立和中学校

公立和田小学校

和田江丁

卷之三

意見書9に対する見解書

- 先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。
改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。
したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。
救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があつたことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- 病院周辺の道路を迂回(又は周回)する車両による交通量の増大についてですが、病院の入り口の案内や周囲の一方通行について、来院者が事前に確認するホームページや病院のチラシ、案内板設置等で、しっかりとご案内することで、対応したいと考えております。
 - 環状7号線のように、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格の道路については、周辺状況を総合的に勘案して、渋滞回避に向けた判断が行政によってなされていますのでその旨をご理解下さい。
- また、調査したところ、本計画と同様の大きな規模の病院で、本計画と同様に幹線道路沿いに車の出入り口が設けられず、市道沿いに車の出入り口を設けた例としては、済生会横浜東部病院があります。

以上



別紙

前略

本件の土地利用構想については、その基本的取組方針なり考え方に寛りを覚えるものである。即ち、近隣住民に迷惑を掛けない事を最優先に、自己の所有する或いは専有する土地を出来得る限り利用すべきであるにも拘らず、事業主がこの前提（自己の範疇での解決）で土地利用構想を検討していない事にある。

この前提を踏まえ、特に意見を申し上げたき事は下記のとおりであり、是非とも当該土地利用構想の再検討を嘆願するものである。

草々
記

立正佼成会付属佼成病院新築（以下、「当病院」と言う。）工事の土地利用構想において、当病院への車両の出入りについては特別区道2101-1号（以下、「当区道」と言う。）の拡幅による両面通行（以下、「当区道の改造」と言う。）としているが、自己の土地或いは専有する部分を利用する事で、当区道の改造をせず当病院への車両の出入りを解決する方法があると考える。

即ち、当区道を現状のままとする事により、当区道の改造による近隣住民への悪影響を無くす方法について、以下にその概要を記載する。

当病院への車両の出入りは当該出入り口から当区道へ直交して、事業主の道路、通路或いはその他の土地を経由して本郷通り（通称）へ繋げる方法があると考える。

なお、当区道が両面通行になれば利便性の向上も考えられるが、この当区道の改造では、当病院による交通量の増大が明白であり、地域の小学校や中学校への通学及び幼児・子供連・お年寄りの散歩等の生活環境への破壊（騒音・排気ガス若しくは事故等のリスク増大）が起こる事を鑑みれば、その利便性はとても身勝手なものになると考える。

以上

意見書10に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について
説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、
昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である
責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を
書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖
が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過
することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望
があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号
とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、
重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道
として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者の安全を確保することで、生活環境を維持していくと考えております。

以上

字

土地利用構想に関する意見書

- パークアンドエントランス前の方面直行は必要ない。
1枚停車の場合は認められるが、問題ないと思われる
病院へ来る車の数だけはなぜか? 当マジックで
不不便を感じているので、病院へ来る車も十分向
きは叶い不了であります。当マジックの車の出入に不利益である。
- 2. 小・中学校があるため、通学路の問題は大きい。
一方、直行の方で事故の危険性、やり方にすべき。
- 3. 滋賀はこれも同様にあります。
- 路線バスの病院への引き込みは必要ない。
1. 塚の内と塚の内2丁目と二つのバス停
があり、どちらで利用しても病院入口まで
は1分歩きであります。病院の不利にはな
らないのです。不要である。

意見書1.1に対する見解書

先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、

昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- ・ 道路幅が広がることにより利便性が上がるとともに、安全性につきましても歩道状空地を連続して配置し、歩行者（学童を含む）の安全を確保していくこうと考えております。
- ・ 病院の入り口の案内や周囲の一方通行については、来院者が事前に確認するホームページや病院のチラシ、案内板設置等で、しっかりとご案内をし、病院エントランス前での道路渋滞を回避したいと考えております。
- ・ 病院に来られる方々が出来るだけ、短い歩行距離で病院に到着できるよう、路線バスの停留所を病院の入り口付近に新設する協議をバス会社と行っていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

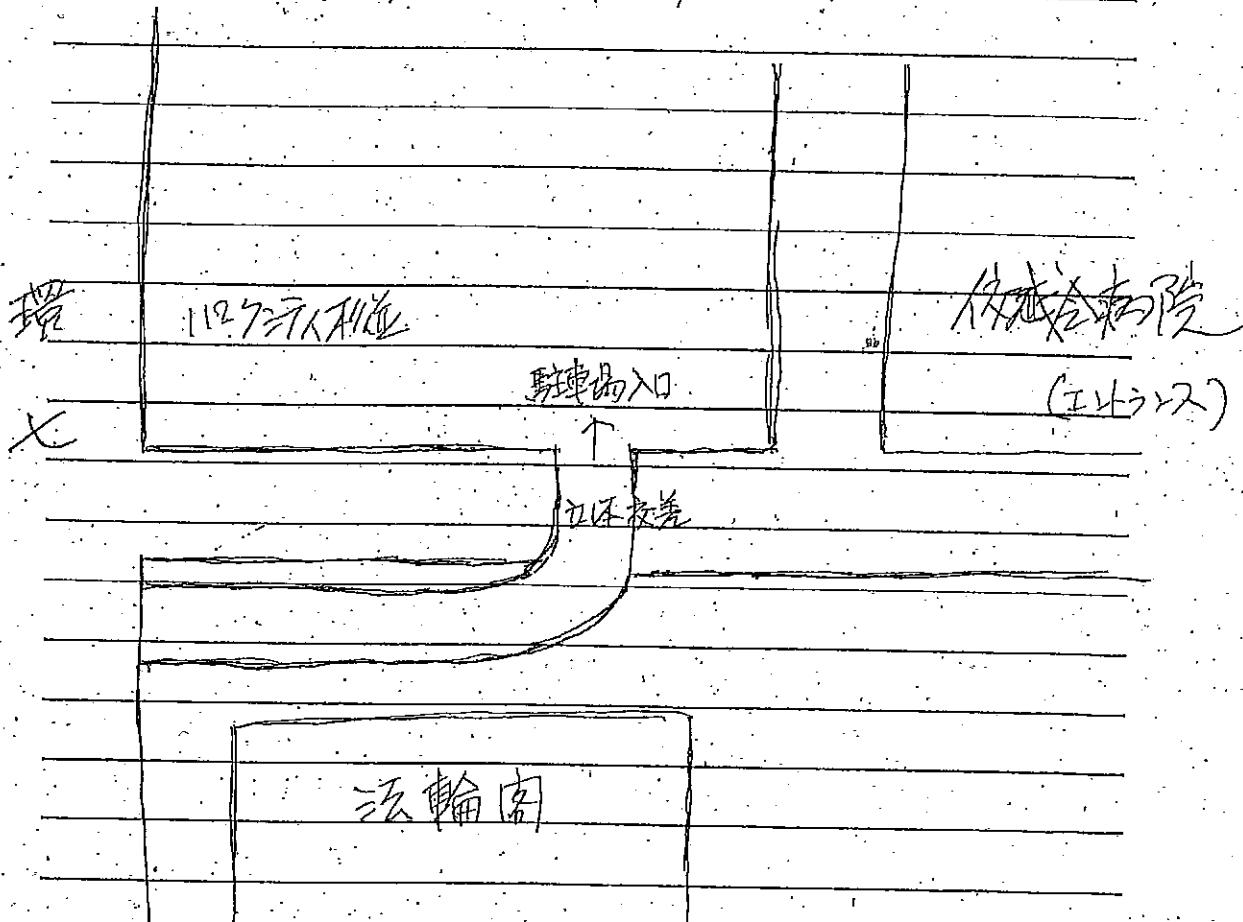
以上

写

土地利用構想に関する意見書

環七から 112ケタ人形道エントラスに向かう道踏を
掘り下げる事で 駐車緩和と交通量増加が同時に大きく
なるのではなかろうか

また、環七から 立正佼成会病院エントラスに向かう上り
勾配に12%おり 2~3m掘り下げる事で 112ケタ人形道
エントラスとの段差ができる 駐車者が困らざると思ふ。
尚 112ケタ人形道からの駐車場へは 立体交差により
環七につなげた道筋を新設する



意見書12に対する見解書

- 先に、近隣説明会の前段で、環状七号線からの車両動線について活発な意見が出され、そのことと錯誤して、同様に法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線についてご説明申し上げてしまいました。

環状七号線からと法輪閣庭園からの、2つの車両動線の事情は異なります。

事実を誤認し、不明瞭な回答をしたことに対して、深く反省しあ詫び申し上げます。

つきましては、それぞれを分けて下記の通り回答させていただきます。

①法輪閣庭園、一乗宝塔周辺を通って予定地に入る車両動線について

説明会において、重大な錯誤をした上で説明したことに対してお詫び申し上げます。

改めて一乗宝塔周辺からの車両動線について、検討経緯をいま一度、確認したところ、昨年、実務的な検討会を経て、弊会が結果的に否と判断したことがわかりました。

したがって、いま一度、教団の意思を確認するために、弊会の最高意思決定機関である責任役員会、すなわち理事会にかけて審議を行いましたが、トンネル、もしくは道路を書き足してみると、開祖のお舍利が奉安されている一乗宝塔と呼ばれる宝塔や、開祖が書かれた「心」を表現している池にかかってしまい、極めて大事で重要な施設を通過することから、宗教上の理由から、最終的に不可能との判断にいたりました。

②環状七号線からの車両動線について

現状では、環状7号線の方南町方面から来た救急車は、直接、右折して病院に入ることはできず、高円寺陸橋まで走行した上で、病院に向かうことになってしまいます。

救急車であっても一般車両と同様で、安全性の面から、信号機の無い場所で右折進入することは認められていません。

この度、説明会における住民の方々から環状七号線からの病院へ直接入る進入路の要望があったことを行政にお伝えし、再度確認しましたが、やはり現状の法輪閣付近の信号とは別に、一民間施設の入口のために環状七号線に信号を設けることができないうえ、重要な幹線道路として東京都建設局の定める第一次緊急輸送道路及び特例主要地方道として指定されている性格から、行政の見解に変更はなく了解を得るには至りませんでした。

上記①及び②の事情から、当病院計画を実現する上では、現行案の法輪閣北西側の交差点化・相互交通化以外に選択肢がなく、現行案通りとさせて頂きたくお願ひいたします。

- 下記の理由から頂いたご意見の実現は難しいと考えます。
- ① 実際に線を引いてみると、立正佼成会の既存建築物(法輪閣)と完全に干渉しており、実現が困難。
 - ② パークシティ杉並の車両出入り口が交差点の無い環状七号線からになるため、渋滞回避や歩行者保護等の義務が生じ、行政の了解を得るのが難しい。
 - ③ 2~3m の掘下げには、区道に隣接した擁壁の解体と新設が必要になり、行政折衝や施工計画を含む全般として実現性が極めて難しい工事と考える。

以上